

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

大阪工業大学長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪工業大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大阪工業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			
	現住所	〒 都道府県 市区町村			
	所属学部・学科等		学籍番号 (6桁)		
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。		ある ・ ない		
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。→大阪工業大学ではコピーの添付は不要です。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する可能性があること
③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）可能性があること
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

2022 年度前期 高等教育の修学支援新制度に係る授業料等の取扱いについて

高等教育の修学支援新制度の対象の方は、授業料等の減免がなされます。
本制度を利用するためには「日本学生支援機構給付奨学金」と「授業料等減免」の両方の申請が必要です。

I. 学費の納入期限および減免額の確定について

対象者 (日本学生支援機構給付奨学金 採用候補者、新規申込者、継続者)		支援区分 の確定	前期 口座振替日・学費納入期限		減免額の確定
新入生	予約採用候補者／ 新規申込者 (申請書を提出) 注1)	未確定	入学時納付済		認定結果通知書により案内 注1) (予約採用候補者5月末送付予定 ／新規申込者7月送付予定)
	新規申込者 (申請書を提出)	未確定	認定結果通知書により案内 (7月送付予定)		認定結果通知書により案内 (7月送付予定)
在学学生	継続者 注2)	確定	口座振替 (自動引落し)	①4月25日(月) ②5月23日(月)※ ※①で引落としができなかった場合 の口座振替日	「口座振替通知ハガキ」または 「学費等振込依頼書」に減免後の 学費を記載しています。
			学費等振込依頼書 (金融機関窓口手続き)	4月25日(月) 未納の場合は5月23日(月) まで納入期限が猶予されます	

注1)【申請書】授業料等減免の対象者の認定に関する申請書、【認定結果通知書】授業料等減免認定結果通知書

注2) 2021年度末の学業成績審査等において、「継続」と判定された方が対象

II. 減免額の還付手続きについて

学費納入方法		減免が認定された場合	減免が認定されなかった場合
新入生	入学時納付済	認定結果通知書とあわせて減免額還付に関するご案内をお送りします。所定の手続き完了後、ご指定口座に還付金を振り込みます。	入学時納付済のため お手続きは不要です。
在学学生 (新規申込者)	口座振替 (自動引落し)	①口座登録時に還付金の振込口座に指定されている方は当該口座に振り込みます。 ②①以外の方は、認定結果通知書とあわせて減免額還付に関するご案内をお送りします。スマホ等による所定の手続き完了後、ご指定口座に還付金を振り込みます。	学費納入手続きは完了していますので お手続きは不要です。
	学費等振込依頼書 (金融機関窓口手続き)	認定結果通知書とあわせて減免額還付に関するご案内をお送りします。スマホ等による所定の手続き完了後、ご指定口座に還付金を振り込みます。	
在学学生 (新規申込者)	口座振替 (自動引落し)	認定結果通知書とあわせて、減免後の金額を記載した「学費等振込依頼書」をお送りしますので、所定の期限までに金融機関窓口でお手続きください。 口座振替通知ハガキが届いている場合は、引き落とし額より口座残高を少額にすることで引き落とされません。引き落とされた場合は、上記①または②によりご指定の口座に還付金を振り込みます。	認定結果通知書とあわせて、「学費等振込依頼書」をお送りしますので、所定の期限までに金融機関窓口でお手続きください。 口座振替通知ハガキの情報により口座から引き落とされている場合は、学費納入手続きは完了していますのでお手続きは不要です。
	➡ 学費等振込依頼書 (5月24日以降の口座振替は 行っておりません。)	認定結果通知書とあわせて、減免後の金額と納入期限日を記載した「学費等振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口でお手続きください。 5月23日納入猶予期限の「学費等振込依頼書」は破棄してください。	認定結果通知書とあわせて、納入期限日を記載した「学費等振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口でお手続きください。 5月23日納入猶予期限の「学費等振込依頼書」は破棄してください。
在学学生 (新規申込者)	学費等振込依頼書 (金融機関窓口手続き)	認定結果通知書とあわせて、減免後の金額と納入期限日を記載した「学費等振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口でお手続きください。 5月23日納入猶予期限の「学費等振込依頼書」は破棄してください。	認定結果通知書とあわせて、納入期限日を記載した「学費等振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口でお手続きください。 5月23日納入猶予期限の「学費等振込依頼書」は破棄してください。

※在学学生の継続者については学費から減免額を差し引いた金額をお支払いいただくため、還付手続きは不要です。

III. 問合せ先

学部	問合せ内容	部署名	連絡先(直通)
全学部	【学費納入および授業料減免、還付に関する事】	会計課	06-6167-4175
工学部 知的財産学部	①給付奨学金および申請手続き等に関する事※	厚生課	06-6954-4069
	②成績に関する事	教務課	06-6954-4083
ホテックスデザイン工学部	①給付奨学金および申請手続き等に関する事※	ホテックスデザイン工学部事務室	06-6147-6830
情報科学部	②成績に関する事	情報科学部事務室	072-866-5301

※日本学生支援機構のホームページで提供している「進学資金シミュレーター」にて、給付奨学金(高等教育の修学支援新制度)の対象になるかどうか、支給額等を試算することができます。申請期間は定期採用については春(4月上旬)と二次採用については秋(詳細は9月頃にポータルサイト等で通知)の年2回設けています。

〈参考/進学資金シミュレーターURL〉 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>